

食安輸発0607第1号
平成25年6月7日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(タイ産生鮮マンゴーの検査命令免除対象輸出業者の削除)

標記については、平成25年3月29日付け食安輸発0329第1号(最終改正：平成25年5月31日付け食安輸発0531第1号)により通知したところです。

今般、輸入時のモニタリング検査の結果、下記の登録輸出業者が輸出した生鮮マンゴーから基準値を超えるクロルピリホスが検出されたことから、当該輸出者より輸出されるマンゴーにあつては、クロルピリホス及びプロピコナゾールに係る検査命令を実施するようお願いします。

記

TANIYAMA SIAM CO., LTD.

<違反事例>

1. 品 名：生鮮マンゴー
2. 生産国：タイ
3. 輸出者：TANIYAMA SIAM CO., LTD.
4. 検査結果：クロルピリホス 0.43 ppm (基準値：0.05 ppm)
5. 検疫所：関西空港検疫所(届出受付番号：第63008300570-1)
6. 輸入者：株式会社 アグリ・サン